

横浜市道路局 交通安全Twitter

交通安全に関する情報を発信しています！
ぜひフォローしてくださいね。



https://twitter.com/y_kotsuanzen

無料交通事故相談

事故が起きたら、まずご相談ください。

横浜市 市民相談室 TEL 045-671-2306

横浜州市庁舎1階

平日9:00～16:00(12:00～13:00を除く)

面接相談・電話相談(予約不要)

【示談の方法、保険金請求、**自転車事故**、損害賠償額等の計算など】

※区役所での相談もあります。詳しくはお電話かホームページで

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/kochosodan/sodan/koutsuujiko.html>

通学路

ハンドブック

横浜市道路局交通安全・自転車政策課

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

TEL 045-671-2323 FAX 045-663-6868

監修:神奈川県警察本部交通部

平成 28 年 4 月発行

横浜市

保護者の方へ

日頃から、登下校時に児童等の安全な通行のため、交差点等での誘導にご協力をいただき誠にありがとうございます

横断の誘導にご利用いただいている「横断旗」の使い方をハンドブックとしてまとめました。

児童と誘導する皆様の安全を守るために、ご活用いただければと思います。



交通安全キャラクター
ネコの「ルールちゃん」



交通安全キャラクター
アライグマの「まもるくん」

児童の交通事故の多くは
登下校中のものであり、
周囲の大人のサポートで
未然に防ぐことができます。

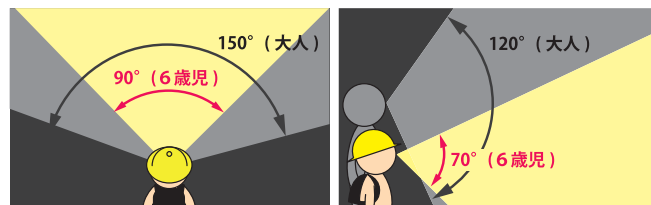
児童は学年があがるにつれ交通状況の理解度が向上していきますが、最初から理解しているわけではありません。
教えられて初めて、信号の意味や道路のしくみを理解します。

1

はじめに

児童の特性

児童は、図のように大人よりも視野がせまく、目の高さも低いいため、**大人が見えている危険が児童には見えていないことが多いのです。**



左右の視界

上下の視界

児童の発達段階によって危険予測の能力や危険回避能力には差があることを理解してあげることが大切です。

交通量が多く見通しの悪い道路や、道幅がせまく信号がない道路などは特に、保護者の方々の見守りをお願いします。

2

はじめに

はたふりの前に

服装チェック!

明るい色の
服装

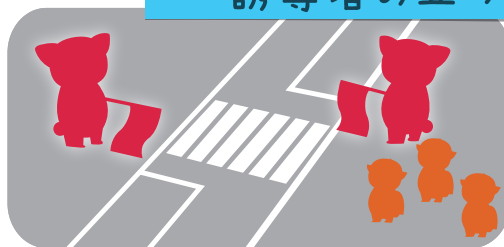


かかとの
低いくつ

- 車から見やすい、目立つ服装
- 動きやすい、かかとの低いくつ
- 雨の時は傘を持たず、レインコートを着用
- 乳児・幼児を現場に連れていかない

3

誘導者の立つ位置



歩行者や自転車の通行の妨げになる場所や、看板や電柱の陰になる場所を避けて、**自動車からよく見える位置**に立ちましょう。**道路には出ない**ようにしましょう。



時速40Kmで走る自動車が止まるには、約22mの距離が必要とされています。
横断旗を上げて自動車に合図するときは、**自動車が止まるために十分な距離**があることを確認しましょう。

4

横断旗の使い方

児童を待たせるとき



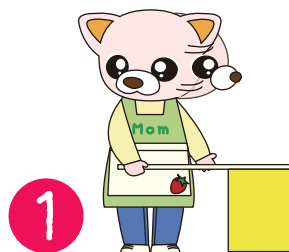
児童が横断したり飛び出したりできないように、旗を地面と水平に持ちます。



児童が歩道ギリギリの所で待っていたら、「危ないから、ちょっと下がって待とうね」と声をかけて下さい。

5

車に止まってもらうとき

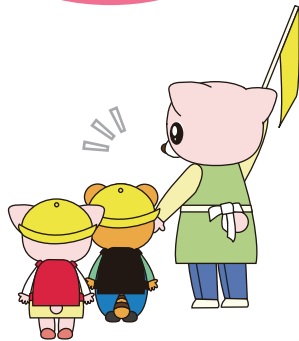


左右の安全を確かめ、

旗をとつぜん道路に出しても、車は急に止まれません！



旗をとつぜん道路に出さず、**いったん頭上に上げて**ドライバーに合図します。



左手を使って、児童が飛び出さないように防ぎます。

6

横断旗の使い方

児童を横断させるとき



1

自動車が止まって
くれたら、左右の安全をもう一度確かめます。

2

旗を道路に出して、児童を渡らせます。



すり抜けてくる
自転車やバイクに
注意！

3

横断するときには、児童に手を上げるように指導をお願いします。



7

児童が横断し終わったら

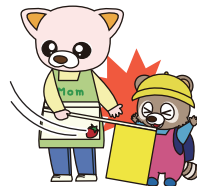
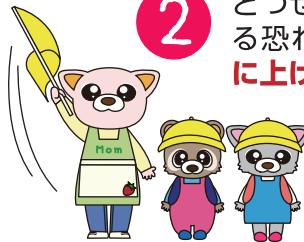
1

児童が渡りきったら、左手で横断歩道をふさぎ、後からくる児童を止めます。

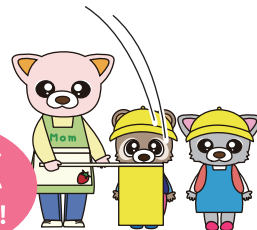


2

とつぜん旗を戻すと児童にぶつかる恐れがあるので、**旗を一度頭上に上げてから元に戻します。**



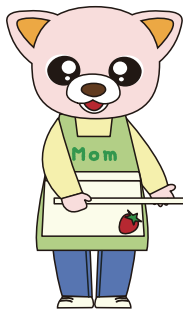
児童に旗をぶつけないように注意！



8

注意すること

あわてない



『安全第一』
『慌てない』

自動車が並んでしまったり、
児童がたまってしまっても、
あわてずに行動しましょう。
児童の安全が第一です。

大きく、はっきりと

曖昧な動作はわかりづらく、
たいへん危険です。

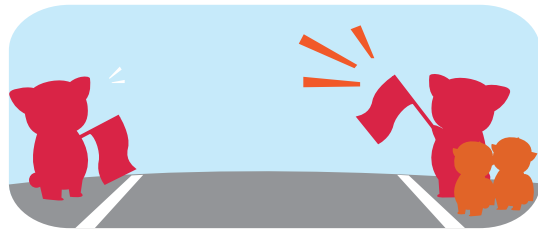
自信をもって、

★わかりやすく、★大きく、
★はっきりと、★てきぱきと
行いましょう。



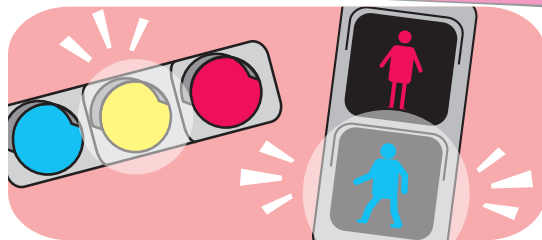
9

呼吸を合わせて



二人ひと組で行う場合は、児童が待っている
側が主導権を持ち、旗を動かすときは声で合
図するなどして呼吸を合わせましょう。

信号に従う



信号のある横断歩道では信号に従いましょう。
青の点滅信号（黄色信号）で児童を横断させて
はいけません。

10

■ 注意すること

自分の身も守る



車道には出ないことが原則です。
やむを得ず車道に出る場合は、**自動車の脇を通り抜けてくるバイク**や**自転車**に十分注意しましょう。

自動車に指示をしない



横断旗には自動車を止める強制力はありません。
運転手に発進の指示をすることもやめましょう。

感謝の気持ちを持つ



朝の出勤時間は運転手にとっても貴重な時間です。
協力をしてくれた運転手に、会釈するなどの感謝の気持ちを伝えましょう。

大型車は止めない



大型車の後続車が前方を確認できずに衝突したり、横断中の児童に気付かずに大型車を追い越して事故につながる可能性があります。**大型車を止めることは避けましょう。**

車を運転する保護者の方へ



道路交通法で、

「車両等は、横断歩道等によりその進路の前方を横断し、または横断しようとする歩行者があるときは、その横断歩道等の直前で一時停止し、かつ、その通行者等の通行を妨げないようにしなければならない。（横断歩道等における歩行者等の優先）」

と定められています。

ドライバーは、本来は横断旗が上げられなくても、歩行者が安全に横断するために止まらなくてはなりません。

保護者の皆様がぜひ、子どもたちに正しいマナーの模範を日頃から示してあげてください。

通学路 見守り関係法令等

道路交通法 第14条・第4項

「児童又は幼児が、小学校又は幼稚園に通うため、道路を通行している場合において、誘導・合図その他適当な措置をとることが必要と認められる場所については、警察官等その他その場に居合わせた者は、これらの措置をとることにより、児童又は幼児が安全に道路を通行することができるように、努めなければならない。」

文部科学省告示 文体保第141号 「交通安全教育の徹底について」 その5

「学校においては、親子交通教室、学校通信、PTAによる登下校時の指導などを通じて、保護者の交通安全に対する理解と関心を深め、家庭において児童・生徒等が交通安全に関する望ましい習慣を身につけるようにその協力を求めること。」